

学校における働き方改革について

近年の学校教育に対するニーズの変化や教育現場が抱える様々な課題の複雑化・多様化により、学校に求められる役割は大きくなり続けており、それは教職員の長時間勤務という形でも表れている。

国の「教員の勤務実態調査」によれば、小学校・中学校いずれも10年前の同調査に比べて勤務時間が大幅に増加し、小学校約34%、中学校約58%の教員が過労死ライン(月80時間以上の時間外勤務相当)に達しているという実態が明らかになった。現在学校が抱える仕事の総量と教員の正規の勤務時間や人的配置の整合性が取れていない課題を抱えながら、各学校では、質・量ともに大きく変化する新学習指導要領の着実な実施が求められている。

また、中央教育審議会の緊急提言(平成29年8月)においては、教職員に「勤務時間」を意識した働き方を求める一方で、時間外勤務手当を支給せずに勤務時間内外を合わせて評価した「教職調整額制度」は50年近く見直されていない。

各自治体では、「チームとしての学校」の実現のため、例えば児童生徒支援を専任する教員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、職員室業務アシスタントをはじめとした教員や専門スタッフ等の配置を行っている。また、ICT等を活用した業務の効率化、学校閉庁日の設定など様々な取組を行っている。これらにより、教員が本来担うべき授業・授業準備や児童生徒指導等へ集中できるだけでなく、心身ともに健康な姿で子どもとしっかり向き合うための環境確保にもつながっている。

一方で、それぞれの取組の効果は着実に表れているものの、自治体個々の取組の積み重ねだけでは、教職員の長時間勤務の抜本的な解決は困難である。

学校の働き方改革をより一層加速させ、教職員の長時間勤務の解消と魅力的で持続可能な学校の勤務環境を実現していくために、以下の事項について提言する。

中央教育審議会初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会「学校における働き方改革に係る緊急提言」

- 1 児童生徒支援を専任する教員の全校配置に向けた教職員定数の算定根拠見直しやスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの基礎定数化など、教職員定数の改善・充実を図ること。
- 2 スクール・サポート・スタッフや部活動指導員、学校司書など教員以外の専門スタッフ等の制度化・拡充を図ること。
- 3 ICT等を活用した業務改善に係る環境整備等については、自治体に過度な負担を求めるのではなく、国も責任を持って支援をすること。
- 4 制度改正等により学校へ新たな業務を負荷する際には、教員の正規の勤務時間や人的配置等、学校の現状を十分に考慮すること。また、現在学校が担っている業務について、国レベルで社会的コンセンサスを得ながら精査・精選するなど、総合的に制度を見直していくこと。
- 5 勤務実態に見合った教職員の処遇の在り方について、地方の意見を踏まえ見直すこと。

平成 29 年 11 月 24 日

文部科学大臣 林 芳 正 様

九都県市首脳会議

座長 相模原市長	加山俊夫
埼玉県知事	上田清司
千葉県知事	森田健作
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	林文子
川崎市長	福田紀彦
千葉市長	熊谷俊人
さいたま市長	清水勇人